

# **総務委員会資料**

## **平成28年第1回定例会提出予定議案の説明**

### **議案第2号 川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について**

**資料1 川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例関係**

**資料2 新旧対照表（川崎市情報公開条例の一部を改正する条例）**

**資料3 新旧対照表（川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例）**

**平成28年2月12日**

**総務局**

## 川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例関係

1 行政不服審査法 平成26年6月13日公布 この条例の関係部分は、平成28年4月1日から施行

2 条例改正に関する上記1の主な内容

### (1) 審理員制度の導入

改正前の行政不服審査法においては、審査請求の審理を行う者についての規定がなく、原処分に関与した職員が審理手続を行うことも排除されていなかったことから、改正後の行政不服審査法（以下「新法」という。）においては、審理手続の公正性を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するため、審査庁が、審査庁に属する職員のうち処分に関与していない等の一定の要件を満たす者を審理員として指名し、当該審理員が審査請求に係る審理手続を行うこととした。

### (2) 審理員制度の適用除外

新法においては、条例に基づく処分について、審理員を指名しなくても審理の公正性が確保されていると認められる手続がなされている等の理由により、条例に特別の定めがある場合は、（1）にかかわらず、審理員による審理手続が除外される旨が規定された。

### (3) 不服申立ての種類の一元化

異議申立ては、処分庁が審理手続等を行うため審査請求と比べて公正な審理手続の保障の観点から不十分な点があり、また、上級庁の有無という申立人とは関係のない事情によって異議申立て又は審査請求となるかが決まり、それによって手続保障の水準が異なることとなるのは不合理である等の理由から、異議申立ては廃止され、審査請求に一元化された。

3 条例の主な改正内容

### (1) 上記2（2）に伴い、審理員の除外について定めるもの

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開等審査会」という。）は、議会の同意を得て委嘱された委員により、公文書開示請求並びに個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示等請求」という。）に係る不服申立てについて実質的な審理手続を行っており、設置以来多数の実績もあり、手続における公正性が十分に確保されていることから、国の情報公開・個人情報保護制度と同様に、開示等請求に係る審査請求について、審理員による審理手続の規定の適用を除外するもの

### (2) 上記2（3）に伴う条例中の条文の規定の整備

「不服申立て」→「審査請求」

「審査庁又は処分庁」→「審査庁」

「裁決又は決定」→「裁決」

4 情報公開等審査会へ諮問される審査請求の件数（想定）

8件／年度（本市における平成22～26年度の不服申立ての実績による。）

## 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市情報公開条例 平成13年3月29日条例第1号 第3章 救済手続 (審査請求等)</p> <p>第22条 諸否の決定又は開示請求に係る不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号） 第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の審査請求があった場合において、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) 審査請求に対する裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(諮詢をした旨の通知)</p> <p>第23条 前条第3項の規定により諮詢をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人 (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>○川崎市情報公開条例 平成13年3月29日条例第1号 第3章 救済手続 (不服申立て等)</p> <p>第22条 諸否の決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) 不服申立てに対する裁決又は決定で、諸否の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第24条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該諸否の決定について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(諮詢をした旨の通知)</p> <p>第23条 前条第2項の規定により諮詢をした審査庁又は処分庁は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立て人及び参加人 (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該不服申立てに係る諸否の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p>

改正後	改正前
(第三者からの <u>審査請求</u> を棄却する場合等における手続)	(第三者からの <u>不服申立て</u> を棄却する場合等における手続)
第24条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する <u>裁決</u> をする場合について準用する。	第24条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する <u>裁決又は決定</u> をする場合について準用する。
<p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る諾否の決定（<u>開示請求</u>に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る公文書を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る諾否の決定を変更し、当該<u>諾否の決定</u>に係る公文書を開示する旨の<u>裁決又は決定</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
<p>第4章 情報公開・個人情報保護審査会 (情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第25条 第22条第3項又は川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条第3項の規定による諮問に応じ、<u>審査請求</u>について調査審議するため、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>第4章 情報公開・個人情報保護審査会 (情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第25条 第22条第2項又は川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条第2項の規定による諮問に応じ、<u>不服申立て</u>について調査審議するため、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>
<p>2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることがある。</p> <p>6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（合議体）</p> <p>第25条の2 審査会は、その指名する委員4人をもって構成する合議体で、<u>審査請求</u>に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、<u>審査請求</u>に係る事件について調査審議する。</p>	<p>2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることがある。</p> <p>6 委員は、職務上知ことができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（合議体）</p> <p>第25条の2 審査会は、その指名する委員4人をもって構成する合議体で、<u>不服申立て</u>に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、<u>不服申立て</u>に係る事件について調査審議する。</p>

改正後	改正前
(審査会の調査権限)  第26条 審査会は、必要があると認めるときは、 <u>第22条第3項</u> の規定により審査会に諮問をした <u>審査庁</u> 又は個人情報保護条例 <u>第33条第3項</u> の規定により審査会に諮問をした <u>審査庁</u> （以下「諮問庁」という。）に対し、第12条第1項に規定する諾否の決定に係る公文書（以下「諾否の決定に係る公文書」という。）又は個人情報保護条例 <u>第27条第1項</u> に規定する諾否の決定に係る保有個人情報（同条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）（以下「諾否の決定に係る保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された諾否の決定に係る公文書又は諾否の決定に係る保有個人情報の開示を求めることができない。 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諾否の決定に係る公文書に記録されている情報又は諾否の決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、 <u>審査請求</u> に係る事件に 関し、 <u>審査請求人</u> 、参加人又は諮問庁（以下「 <u>審査請求人等</u> 」とい う。）に意見書又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述)	(審査会の調査権限)  第26条 審査会は、必要があると認めるときは、 <u>第22条第2項</u> の規定により審査会に諮問をした <u>審査庁若しくは処分庁</u> 又は個人情報保護条例 <u>第33条第2項</u> の規定により審査会に諮問をした <u>審査庁若しくは処分庁</u> （以下「諮問庁」という。）に対し、第12条第1項に規定する諾否の決定に係る公文書（以下「諾否の決定に係る公文書」という。）又は個人情報保護条例 <u>第27条第1項</u> に規定する諾否の決定に係る保有個人情報（同条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）（以下「諾否の決定に係る保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された諾否の決定に係る公文書又は諾否の決定に係る保有個人情報の開示を求めることができない。 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、諾否の決定に係る公文書に記録されている情報又は諾否の決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、 <u>不服申立て</u> に係る事件に 関し、 <u>不服申立て人</u> 、参加人又は諮問庁（以下「 <u>不服申立て人等</u> 」とい う。）に意見書又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述)
(意見の陳述)  第27条 審査会は、 <u>審査請求人等</u> から申立てがあったときは、当該 <u>審査請求人等</u> に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。 2 前項の場合において、審査会は、 <u>審査請求人</u> 又は参加人を補佐人とともに出席させることができる。 (意見書等の提出)	(意見の陳述)  第27条 審査会は、 <u>不服申立て人等</u> から申立てがあったときは、当該 <u>不服申立て人等</u> に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。 2 前項の場合において、審査会は、 <u>不服申立て人</u> 又は参加人を補佐人とともに出席させることができる。 (意見書等の提出)
第28条 <u>審査請求人等</u> は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することが	第28条 <u>不服申立て人等</u> は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することが

改正後	改正前
<p>できる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の情報提供)</p> <p>第29条 審査会は、前条の規定による意見書又は資料の提出があった場合には、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。</u></p>	<p>できる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の情報提供)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 審査会は、<u>審査請求人等の要請に対し、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）について、閲覧、聴取又は視聴（以下「閲覧等」という。）を拒むことができない。</u></p>	<p>第29条 審査会は、<u>不服申立人等の要請に対し、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査会に提出された意見書又は資料について、情報の提供をすることができる。</u></p>
<p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、<u>当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 審査会は、<u>第2項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第30条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第27条の規定により<u>審査請求人又は参加人が意見を述べる場合において、当該審査請求人又は参加人から公開の申立てがあったときは、審査会は、会議に諮り、その意見の聴取を公開することができる。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>2 審査会は、<u>前項の規定による情報の提供について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第30条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第27条の規定により<u>不服申立人又は参加人が意見を述べる場合において、当該不服申立人又は参加人から公開の申立てがあったときは、審査会は、会議に諮り、その意見の聴取を公開することができる。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>

改正後	改正前
<p>第32条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>川崎市情報公開条例第12条第1項の諾否の決定（以下この条において「諾否の決定」という。）又は同条例第7条第1項の規定により行われた開示の請求（以下この項において「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた諾否の決定又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>第32条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

## 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市個人情報保護条例 昭和60年6月29日条例第26号</p> <p>第4章 救済手続 (審査請求等)</p> <p>第33条 請否の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の審査請求があった場合において、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 審査請求に対する裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る請求の全部を承諾することとするとき。ただし、当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第34条 前条第3項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人</p> <p>(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p>	<p>○川崎市個人情報保護条例 昭和60年6月29日条例第26号</p> <p>第4章 救済手続 (不服申立て等)</p> <p>第33条 請否の決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 不服申立てに対する裁決又は決定で、請否の決定（第26条第1項の請求の全部を承諾する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る請求の全部を承諾することとするとき。ただし、当該請否の決定について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第34条 前条第2項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立て人及び参加人</p> <p>(2) 請求者（請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る請否の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p>

改正後	改正前
<p>第35条 第29条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る諾否の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>第35条 第29条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る諾否の決定を変更し、当該<u>諾否の決定</u>に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決又は決定</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 川崎市個人情報保護条例第27条の諾否の決定（以下この項において「諾否の決定」という。）又は同条例第26条第1項の規定により行われた開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示等請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた諾否の決定又は開示等請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。